

## 会 議 録

会 議 名 平成22年度第3回北杜市国民健康保険運営協議会

開催日時 平成22年12月16日(木) 午後3時

開催場所 北杜市役所 西館特別会議室

出席者 委員20名 事務局5名 計25名

委 員 : 馬場君忠、篠原義典、植松好義、高橋勝彦、小原つや子、山口博、長坂茂  
三井梓、清水久美重、進藤俊幸、大友哲、萩原武一、赤岡直樹、長田伯雄、  
田中勝海、谷戸嘉一、清水正之、名取千裕、藤原保、保坂悟

事 務 局 : 比奈田市民部長、赤岡市民課長  
国保年金担当 進藤、日向、加藤

### 会議次第

#### I 委嘱状交付式

- 1、開会
- 2、委嘱状の交付
- 3、市長あいさつ
- 4、自己紹介
- 5、会長、職務代理者の選出
- 6、会長、職務代理者のあいさつ

#### II 議事

- 1) 保険税について
- 2) 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- 3) 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計予算案について
- 4) その他
- 7、閉会

公開・非公開の別 公開

傍聴人の数 0名

#### I 委嘱状交付式

- 1、開会のことば  
(事務局) 会議出席のお礼

## 2、委嘱状の交付

- ・市長公務により欠席のため、比奈田市民部長が出席委員（20名）に委嘱状を交付
- ・事務局より欠席者の紹介

## 3、市長あいさつ

- ・公務の市長に代わり市民部長があいさつ
- ・委員委嘱の快諾についてのお礼
- ・近年の厳しい国保財政状況について説明
- ・今後も健全な国保運営に関する協力の依頼

## 4、自己紹介

- ・委員が席順（名簿順）に自己紹介
- ・職員の自己紹介

## 5、会長、職務代理者の選出

（事務局）

- ・事務局より国民健康保険運営協議会の設置基準、規則等の説明
- ・国保法施行令により会長、職務代理者について公益を代表とする委員の中から選出することについて説明
- ・公益を代表とする委員に別室にて協議を依頼

協議中休憩を挟み、休憩後公益を代表とする委員より協議の結果の報告

（公益を代表とする委員 長田委員）

- ・慎重な選出の結果、会長には田中勝海委員、職務代理者には赤岡直樹委員を選出したとの報告

## 6、会長、職務代理者のあいさつ

- ・田中会長、赤岡職務代理者よりあいさつ

## II 議事

- ・事務局より出席者数 18 名（その後 2 名遅れて出席で 20 名となる）であり、運営協議会規則第 5 条により 2 分の 1 以上の定足数に達していることから会議が成立すること、また北杜市国民健康保険運営協議会規則により、会長が議長となる旨を説明。
- ・議長より進行についての協力依頼の後、会議録署名委員の 1 番馬場君忠委員、2 番篠原義典委員、3 番植松好義委員の 3 名を指名し議事に入る。

(議長)

1) 保険税について事務局に説明を求める。

(事務局)

- ・ 保険税について合併協定に基づく税率の据え置き、平成 18 年度の税率統一後これまで税率は上がっていない経緯を説明。
- ・ 1 ページ資料について、後期高齢者医療制度創設後、平成 20 年度以降の税収は景気低迷による課税所得の低下、雇用の悪化による離職者の増加等により減少が続いており、現時時点での推計でも平成 23 年度、24 年度の増加はほとんど期待出来ない。財政調整基金の繰入も平成 21 年度は 1 億円の繰入実績、平成 22 年度と平成 23 年度はそれぞれ 2 億 5 千万円、1 億 8 千万円を見込まなければ収入の確保が出来ない状況である。また歳出については、医療費を中心とする保険給付費の動向により大きく左右される。税収は平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で約 4 億減少しているのに対し、保険給付費は 20% の増、金額で約 6 億 4 千万円の伸びを示している。医療費の増加の要因としては高額医療費の増加、診療報酬の改定や医療の高度化、更に被保険者の増加等によるものであり、収支の差引残高は年々少なくなり平成 23 年度は繰越金がない状態が見込まれ、平成 24 年度については 3 億 3 千 3 百万円の赤字となってしまうところまで来ている。本来は歳出の増加に伴って、国保税の見直しを行い確保するところであるが、北杜市では繰越金、財政調整基金の取り崩しによって歳入不足を補い国保会計を運営してきた。しかし現状のままでは、平成 23 年度末には財政調整基金の残高が残りわずかな状況にあり、平成 24 年度には赤字が見込まれることから国保税増額による歳入確保を行わなければならない状況となってきた。
- ・ 2 ページ、4 ページ資料について、国民健康保険の状況についてグラフ化したものと併せた説明となる。被保険者総数は後期高齢者医療制度が設けられたことにより、75 歳以上の約 8,000 人が移行措置されたことにより減となったが、それ以降は年々増加の傾向である。これも景気低迷による雇用の悪化が一番の原因と思われる。医療費についても、被保険者数の増加に比例し毎年増加しており、特に平成 20 年度から平成 21 年度に関しては約 4 億円もの増加となっている。収納率についてもやはり景気の影響を受け年々減少している状況である。
- ・ 3 ページ資料について、平成 21 年度決算時の国保財政調整基金の県内市町村の保有状況である。北杜市の基金保有額は平成 21 年度末で 5 億 1 千万円であったが、今年度は 2 億 5 千万円を取り崩し、医療費の支払に充てる予算編成となっている。これにより平成 22 年度末の基金残高は 2 億 6 千万円との見込

であり、この残りの基金を充てないと平成23年度の予算が組み立てることが出来ない状況となっている。また、基金について国では、過去3年間の保険給付費の平均の5%を基金保有額の見込みとして示していることから、北杜市では約1億7千万円は保有していなければならないこととなる。

- ・6ページ資料について、県内市町村保険税一覧表である。北杜市の平成21年度の一人当たりの調定額は県内市町村では高いほうから19番目で金額は83,280円である。市においては2番目に低い課税額となっている。表中黒く塗りつぶしてある箇所については今年度既に税率改定している市町村で10市町村ある。

国保財政は年々厳しくなっており、税率の見直しを行い国保事業の安定的運営を図っていかねばならない。今までも国民健康保険会計の予算決算を基に北杜市の国民健康保険を取り巻く現状をその都度説明してきた。このような国保財政の状況は前運営協議会委員においては充分理解されており、今年度の決算状況や来年度の予算編成の見通しを図る中で税率を改正していかなくてはならない。ただ、税率を上げる場合は、被保険者の負担を考え一度に上げるのではなく、段階的に上げていくような配慮も必要ではないかということの意見も前回の運営協議会で意見いただいている。とにかく国保財政は非常に厳しいと理解いただいているなかでどれ位の金額が足りないのか税収がどれくらい必要か次に説明する。

(事務局)

- ・7ページの資料について、平成23年度国民健康保険税率の改正についてということで実際どれ位の不足額が生じるかまとめてある。平成23年度の国保会計における必要額は約58億2百万円と推計される。これに対し国県負担金や支払基金交付金等が約39億1千8百万円、現行の税率で試算した保険税の収納見込額現年分が約12億2千5百万円、滞納分8千2百万円、一般会計からの繰入金が見込みで約2億7千4百万円の収入不足が見込まれる。平成24年度の見込みになると、必要額は59億5千5百万円、国県負担金や支払基金交付金等が約39億2千4百万円、現行の税率で試算した保険税の収納見込額現年分が約12億2千5百万円、滞納分8千2百万円、一般会計からの繰入金が見込みで約4億1千8百万円の収入不足が見込まれる推計である。なおこれにあたっては、繰越金、その他諸収入、基金繰入金は含まれていない。現在のところはこれらを加味していない数字となっているので収入不足額が大きくなっている推計である。
- ・8ページの資料について、シュミレーションということでそれぞれのケースについて現行の税率で課税額を求めた場合どのようなようになるか、また案1と案2

として仮の税率を設定した場合どれほど増加するかを示した表である。どれほど税率を上げるかは決まっていないが、不足分を補うのに単純に倍数したものとして、案 1 では 1,1 倍、案 2 では 1,15 倍として示してある。案 2 の 1,15 倍とした場合は、資料 1 ページの平成 23 年度の基金繰入額の欄の 1 億 8 千万円とある基金の繰入をせず、税収の増で補う場合として 1,15 倍すると約 1 億 8 千万円増の税収を見込むことができる。案 1 はそれよりも 4 千万円ほど低い税収を見込む場合としての案であり、不足分は基金繰入金等で補うかたちとなる。シュミレーションのケース 1 は 4 人家族（夫婦、子ども 2 人）で世帯主のみに給与所得があり、課税所得が 600 万円、固定資産税が 10 万円と高額所得を設定した場合、現行では年間 595,700 円だが、案 1 とすると年間で 46,000 円の増（641,700 円）となり、案 2 とすると年間 64,400 円の増（660,100 円）というかたちとなる。ケース 2 は 4 人家族（夫婦、子ども 2 人）の共働きで、二人の収入から課税所得を 289 万円、固定資産税を 5 万円と設定した場合現行では年間 332,300 円だが、案 1 のとすると年間で 33,000 円の増（365,300 円）、案 2 とすると年間 44,400 円の増（376,700 円）となる。ケース 3 は高齢者夫婦の世帯で二人とも年金を受給しているが、世帯主の年金収入が比較的多い世帯として課税所得が 134 万円、固定資産税 5 万円と設定した場合現行では年間 153,500 円だが、案 1 とすると年間で 14,500 円の増（168,000 円）となり、案 2 とすると年間 19,300 円の増（172,800 円）となる。ケース 4 は 6 人（夫婦、子ども 4 人）の大家族で共働きとして課税所得 85 万円、固定資産税 5 万円とした場合、現行では年間 158,400 円、案 1 とすると年間で 14,000 円の増（172,400 円）となり、案 2 とすると年間 19,000 円の増（177,400 円）となる。ケース 5 は高齢者夫婦の世帯で二人とも年金のみの収入とした場合で、課税所得が発生しないことから均等割、平等割の 7 割軽減対象となる。この場合現行では年間 24,400 円だが、案 1 とすると年間で 2,600 円の増（27,000 円）となり、案 2 とすると年間 3,500 円の増（27,900 円）となる。ケース 6 は 4 人家族（夫婦、子ども 2 人）の共働きで、二人の収入が比較的低く課税所得が発生しないことから均等割、平等割の 7 割軽減対象となる。この場合現行では年間 43,900 円だが、案 1 のとすると年間で 4,400 円の増（48,300 円）、案 2 とすると年間 6,200 円の増（50,100 円）となる。国保税の税率は医療、介護、支援分としての内訳があり、それぞれ均等割、平等割、所得割、資産割と 12 の税率があるので実際改正する場合にはこれらの調整が必要となってくる。あくまでも今回は分かりやすく倍数化した試算での説明となっている。

（議長）

- ・事務局の説明に対して、委員の意見を求める。

- ・再任の委員も含め新しく委員になった方々にも、当日の資料配布では内容を理解するのは難しいので次回からは事前に資料の送付をお願いする。
- ・資料 7 ページの平成 23 年度の見込みでは 2 億 7 千 4 百万円ほど不足が生じるとの推計だが、その不足額の捻出のためのシュミレーションとして案 1、案 2 があるが、実際のところ市民にどれだけ負担してもらえば不足額が生じないかを具体的に示すことはできないのか。

(事務局)

- ・資料の事前送付について今回は間に合わなかった旨の説明と謝罪。
- ・税率の詳細について、現時点で所得割は前年中の所得からの試算しかできず、本年中の所得からの試算は年が明けてからとなる。次回開催時には医療、介護、支援分のうち均等割、平等割、資産割も含め詳細な数値を示したい。

(議長)

- ・以上事務局の説明について他に意見を求める。

(委員)

- ・今後のスケジュールについてはどうなっているか。

(事務局)

- ・12 月の全員協議会で国保財政が大変厳しいという報告はしている。運営協議会の今後の予定としては、来年 2 月頃具体的な税率改定案を示し協議をお願いする予定であり、更に 4 月頃に最終決定の予定。議会については平成 23 年の 6 月議会において税条例改正後、7 月の本算定より新税率による課税を実施するスケジュールを立てている。

(議長)

- ・その他に意見を求める。

(委員)

- ・医療費の問題について、国保は財政面の協議がされているが、健診や予防的な部分に携わる健康増進課との連携を図り、医療費抑制のためにしっかりとした市の政策を打ち立て、市民の健康管理を行い市民全体の健康の利益を考えることが必要ではないか。保険税を上げると考えると、この先どんどん税金は上がっていき市民の負担が増えていく、なるべく上げないためにはどうするか横の連絡を取り合い、総合健診等予防的な政策に力を入れるべきではないかと考える。

(事務局)

- ・健康増進課も同じ市民部に属しているが、質問の中にあつた総合健診については国保としても特定検診の面から積極的に推進を図っている。健診率については県内でも上位に位置するところであり、県内外から研修を受け入れる立場に

もなっている。田舎の良さという事もあるかと思うが、検診車がかなりの場所に出向き決め細やかな配慮の中で行なわれている効果もあろうかと思う。保険税に関しては、平成 18 年度に統一税率とした経過から 5 年間据え置いてきた状況の中で、重い腰を上げなければならない状況になってきている。しかしながら、ご意見をいただいたとおり健康増進、予防策への取り組みについては、健康増進課を中心に更に進めていきたい。

(議長)

- ・その他に意見を求める。

(委員)

- ・こういう時代なので保険税の値上げはやむを得ないと思うが、やはり滞納をゼロに近づける努力をしないと値上げの理由付けが難しくなってくるだろう。今年度から収納課が設置され、収納率向上への取り組みは聞いているが昨年度と比べ収納率はどうか。

(事務局)

- ・現年度課税分については対前年 12 月比較では前年度並みである。過年度分については積極的な差し押さえ等の効果もあり、対前年 12 月比較では 26%ほど上昇している。

(議長)

- ・その他に意見を求める。

(委員)

- ・1 ページの資料によると平成 24 年度には 3 億ほど不足が生じる推計であるが、8 ページのシュミレーションでは案 2 の 1.15 倍とした場合でも 1 億 8 千万円ほどしか増収が見込めない。その差のシュミレーションはできるのか。

(事務局)

- ・基金が目減りしてきている中で、平成 23 年度は 1 億 8 千万円基金繰入する形で財源編成してある。5%くらいの基金の保有率を保つためには、1 億 7 千万円ほどの基金を残すかたちで、新型インフルエンザ等の流行による不測の事態による医療給付費の急増に基金を充当しなければならないことからすると、やはり一定の基金は保有しておきたい。そこで 1 億 8 千万円を繰入れなくてもいい状態に持っていくためには最低限 1 億 8 千万円は税率の改正により確保していきたい。平成 24 年度までの推移だと 3 億 3 千万円ほどの不足の状態であるが、ここには現状での税率の算定数字しか載せられないことから 3 億 3 千万円という数字が出てきてしまう。

(委員)

- ・1.15 倍上げた場合は 1 億 8 千万円税収が増える。それでもまだ不足が生じるのではないか。

(事務局)

- ・2月までに具体的な作業をしていくことになるが、このシュミレーションは現段階のものであり、基金からの繰入れる部分をなくすため、また国保加入者になるべく負担をかけないように、事務側としてはそんな心積もりで今回1,15倍位の上げ幅のシュミレーションしている。今後作業を詰めていったときに1億8千万円が2億5千万円位になることも想定される。加入者に一度に大きな負担を掛けたくはないことから、1億8千万円を基準として考えた場合は1,15倍位の上げ幅になってくると今回はシュミレーションさせていただいた。

(委員)

- ・多少の上げ幅で済めばいいが、あまり大きい上げ幅になってしまうと市民への周知は徹底しなければならない。

(事務局)

- ・基金の保有額の状況を見ながら今まで5年間を維持してきたが、今回改正したからといって今後5年間もつ見込みは少ない。あまり急激な上げ幅にしたくないことから平成23年度の状況により、平成24年度も微調整していかなくてはいけないということも考えられる。また、平成25年度の高齢者医療保険制度に関する動向が不透明なことからも、どこまで基金を保有しておけばいいかも併せて作業を進めお示しできれば良いと考える。

(議長)

- ・その他に意見を求める。

(委員)

- ・医療費を抑制して、医療機関での患者から徴収する金額を約5%減らせば黒字になると単純に考える。また、市内には市立病院が2つあるが患者が多く待ち時間も長い。そんなことから5%減らすために市立病院は空いていたほうが良いのではないかと思う。市立病院では国保からどれ位収益を取っているかデータを出して議論していただきたい。

(事務局)

- ・議会からも質問をいただくが、市民部の立場からすると病院の経営は非常に厳しいが、健全運営をしなければならない。しかし、その健全運営のための国保の医療費の歳出は抑えたいという板ばさみの状態である。ある県外の医師は経営面からコンビニ受診を推奨するが、良心的な別の医師は、医療費の負担を考え基本受診しか勧めない。どちらの言い分が正しいとは言えない。市が携わる以上非常に難しい問題ではあるが、病院経営も健全に行ってもらいたい、国保の歳出の負担も少なく運営していきたいということをご理解いただきたい。

(議長)

- ・その他に意見を求める。



(委員)

- ・9 ページの資料で一般会計からの繰入金とあるが、これは決められたルールによるものなのか、市の努力による繰入をしているのか。

(議長)

- ・その質問については、次の議題に関連する内容となるのでその際の審議としての旨を説明。

(委員)

- ・基金の保有状況については県内市町村によってかなりの開きがあるが、目安とすると北杜市の保有額はどれ位になるのか。

(事務局)

- ・目安とすると過去3年間の保険給付費の平均の5%程度と国から示されており、北杜市の場合は約1億7千万円程度が目安といえる。

議長が他に意見を求めるが、意見がないので第1号案件について採択を求め、原案のとおり承認される。

(議長)

- 2) 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込み及び関連する3) 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計予算案について事務局に説明を求める

(事務局)

- ・平成21年度決算と平成22年度決算見込みの比較、および平成23年度予算について主な歳入、歳出の説明。

歳入

- ・保険税についての平成23年度見込みについては現時点で当該年度の所得を見込むことが出来ないため今年度の決算見込みで推計。
- ・国庫支出金は主に療養給付費等の支払や保険事業に関する国の補助金であり、平成23年度が減の見込みに関しては同じ歳入の前期高齢者交付金が増となる見込みであり、補助金の計算上兼ね合いがあり減となる見込である。
- ・療養給付費交付金は退職者医療分の医療給付費が交付されるもので、平成23年度は平成22年度ベースで予算化。
- ・前期高齢者交付金は65歳～75歳未満の医療費と加入者数等に応じて交付される。
- ・県支出金は調整交付金等の国の補助と同様に県負担分として支出される他、県単独事業に関する補助も含まれており、国費が減る分県費も減る見込。
- ・共同事業交付金は高額医療費、保険財政共同安定化事業に対しての交付金であり、高額な医療にかかった分として県全体を取りまとめたうえで交付されるも

のであり、県より数字が示される。

- ・基金繰入金については財政調整基金の繰入額である。
- ・繰入金は決められた職員給与、低所得者層の増による保険税軽減分や、それ以外として県単独事業による窓口負担の軽減などの各種政策による医療費への波及分として繰入れるものを含んでいる。

#### 歳出

- ・総務費は職員人件費、一般事務費、国保資格課税業務委託料等であり、平成23年度の増についての主な内容は課税業務の委託料の増によるものである。
- ・保険給付費の平成23年度予算増はわずかだが、過年度の医療費の支給状況から推移すると、一般被保険者の医療費は増加の見込みだが、退職者医療費については加入者数の減によることから医療費も減少する見込みであることからこれらを相殺すると微増と見込める。
- ・後期高齢者支援金は75歳以上の後期高齢者医療の医療費等の支援として納付するものであり、平成23年度はこれらが増と見込まれることから増えている。
- ・介護納付金は40歳～64歳までの2号被保険者が介護サービス支援金として納付。
- ・保険事業費は各種保険事業、疾病予防の事業費であり、平成23年度の主な増の内容としては特定健診の受診率向上に向け受診者の増を見込み増となっている。
- ・公債費については、平成19年度の会計検査で過年度に交付を受けた国庫補助金が過大であったことが指摘され、これに伴い返還金が生じたため県より借入して償還しているものである。

それぞれ歳入、歳出合計、繰越額を読み上げ説明。

(議長)

- ・事務局の説明に対して、委員の意見を求める

(事務局)

- ・先程の清水委員の質問に一般会計から法定内での繰入金その他、県単独事業に伴う医療給付の波及分としての繰入も行なっている旨の説明をする。

(議長)

- ・事務局の説明に対して、委員の意見を求める

(委員)

- ・歳出の諸支出金の償還金還付金等とあるが具体的にはどのようなものか。

(事務局)

- ・主なものとして国庫補助金の実績精算による返還金である。

議長が他に意見を求めるが、意見がないので第 2 号議案ならび第 3 号案件の採択を求め原案のとおり承認される。

4) その他として事務局に説明を求める。

(事務局)

- ・ 次回の運営協議会開催について 2 月を予定しているので協力の依頼。

議長がその他に意見を求めるが意見がないので本日の案件が終了したことまた、事務局に資料の事前送付を依頼し議事を閉じる。

7. 閉会のことば

(職務代理)

- ・ 慎重審議について感謝のお礼
- ・ 専門用語の解説資料を各委員へ配布を依頼

時刻 午後 4 時 4 5 分